

9月議会—まちづくり委・いきいき委が開催される

= 国の制度変更を鵜呑みにする岡本市政と対決！唯一の日本共産党 =



議会報告

「後期高齢者医療に関する条例」改正—延滞金を2倍に

10日のいきいき委員

員会に提案された「後期高齢者医療に関する条例」の改正は、延滞金の割合を年7・3%を14・6%にし延滞金額の端数を

変更するものです。日本共産党は「後期高齢者医療制度は、①全国的に中止を求め

る動きが広がっている。

る。

②抜本的な見直しが行われていない

そうしたなかでの延滞金の引き上げには賛成できません」と反対討論を行いました。

「市税条例」改正—年金から市府民税を天引き

16日のまちづくり

委員会に提案された「市税条例」の改正は、年金から市府民税を天引きできるようにするもので、日本共産党は「すでに介護

保険料や後期高齢者医療保険料・国保税が年金から天引きされておられ、今回、これに続くもので認められない」と反対しました。



題名の愛称を募集中

大東民報の議会報告版を「大東民報」から「だいとう議会報告」(仮称)に改めましたが、皆さんからふさわしい題名を募集します。

大東9条の会秋の講演会

なぜ戦争はなくなるのか

憲法9条・平和・戦争を考える

10月5日(日)午後2時開会

大東市民会館2階大会議室

資料代500円

理不尽！ 巡回バス「陳情書」2本を9月議会で議題としなかったため 9月16日 市民代表が議会に抗議申し入れ

大東市議会議長 内海 久子殿 2008,9,16
同議会運営委員長 川口 志郎

「巡回バスに関する陳情書」の取り扱いについての申し入れ
巡回バスの増便を実現する会
代表 堤 保彦

私どもが多くの賛同者の署名を付けて市議会に提出し、趣旨説明も予定してありました「市内巡回バスの増便を求める陳情書」が、別に提出された「請願と同主旨である」との理由で、議題として取り上げられなかったことは、まことに遺憾です。

私どもは、貴議会において「陳情」を「請願」に準じて取り扱って貰えると聞いていましたので、「陳情書」を提出しました。

ですから今回、貴議会が出された結論は、貴議会が標榜されている「開かれた議会」に反し、市民の切なる声を聴かない態度といわざるをえません。

また他団体が提出された「請願」が巡回バスに関するものであっても、我々の「陳情」と全く同じ内容とはいえ、違う団体を同一扱いするのは納得がいきません。

以上から今後、こうした取り扱いがないよう、ここに申し入れます。

巡回バス増便の市民要望広がる



市議員 ことみ 勉 TEL.090-3864-5037



市議員 かつこ ともあき TEL.090-1079-8939



市議員 しのぶ 茂 TEL.090-7099-8429

九月議会には、巡回バスに関する「請願」一本と二本の「陳情」が提出されていきました。しかし、同委員会に先立つ議運委員会で議会運営委員長は「請願と同趣旨である」という理由で日本共産党の反対を押し切って「陳情」は「議題として取り上げない」ことが多数で決まりました。これは「開かれ

た議会」に反し、公正さを欠くものといわねばなりません。まちづくり委員会では冒頭、公明・創価学会系の団体が提出した巡回バスの「請願」が採択され、日本共産党も賛成しました。「増便を実現する会」は、議長・議運委員長に抗議申し入れを行いました(左参照)。

法律相談

10月2日(火)7時~
大東市民会館
※要予約、先着順
871-5588まで

大阪桐蔭高校が甲子園優勝！-「祝勝会」が 大阪産業大学 総合体育館で開催



大阪桐蔭高校が夏の甲子園大会で優勝したのを祈念して17日夜、同校体育館で「祝勝会」が行われ、体育館一杯の多くの来賓とともに、党議員団3人も出席しました。

古谷理事長、中高校長の挨拶に続き、岡本市長と府議会議員が来賓挨拶を行い、川藤・元プロ野球選手も紹介され、激励の言葉を贈っておられました。

次に優勝した選手の紹介に入り、盛んな拍手のなか登壇した選手を代表して主将が一言御礼を述べました。1年、2年の野球部員の方々も舞台下に集結。今後に期待したいと思えます。

その後、参加者は歓談に入り、和やかな一時を過ごしました。

「平野屋新田会所跡」 埋蔵文化財の保護について

大阪府教育委員会云は、8月13日付けで府内市町村、近畿各府県教育委員会へ「周知の埋蔵文化財包蔵地における無届土木工事について左記の通知を行いました。

周知の埋蔵文化財包蔵地における無届土木工事について(通知)

平素は本府の文化財保護行政にご協力をいただきありがとうございます。

今般、大東市平野屋1丁目315番、316番、318・1番、318・2番に所在する埋蔵文化財包蔵地「平野屋新田会所跡」において、所有者により文化財保護法93条の1に基づく届出が提出されないまま土木工事が行われるという事態が生じました。

平野屋新田会所跡は、江戸時代の河内の新田開発に係る会所遺構が良好に残る全国的にも貴重な遺跡です。本府教育委員会は大東市教育委員会とともに、所有者に対してその重要性の理解を求め、その価値の保全について協議を重ねてきましたが、このたび大東市教育委員会との事前協議や所定の手続きが踏まえないまま工事が行われ、埋蔵文化財がき損するに至りました。本府教育委員会といたしましては、所有者に対して今後二度とこのような事態を招くことのないよう、文化財保護法の趣旨を十分に理解の上、同法を遵守するよう申し入れたところです。

つきましては、事態の重要性に鑑み、貴職に通知いたしますので、貴管内におかれましても開発関連部局等との連携を一層強化していただき、埋蔵文化財の保護に努めていただきますようお願いいたします。

広範にこのような通知がされたのは、6月8日現地説明会後、現所有者が貴重な築山を解体したことによるものです。



2008年9月19日撮影

10月には恒例のたんじり祭りが大東中で行われる時期となりました。

あちこちで、子供たちを囲んで鐘や太鼓の練習が聞こえてきます。

今年も今後、歴史を伝える文化を伝える行事として地域の無形文化財の伝承が行われることを心から願っています。

そのためにも、日本共産党議員団は、市・府・文化庁との連携で埋蔵文化財の保護に努めていただきたいと思います。

